

会津若松市地域防災計画の改訂について

1 防災会議及び地域防災計画の概要

市町村の防災会議は、災害対策基本法に基づき、地域防災計画を作成するほか、地域の防災に関する重要事項を審議することを目的として設置しております。

地域防災計画については、災害対策基本法に基づき、災害の予防や応急対策、復旧・復興に至るまでの対策について、地域の状況に合わせて総合的に定めるものであります。

2 改訂の主旨

現行の市地域防災計画は平成26年の改訂から10年以上が経過し、近年の災害の多発化・激甚化を踏まえ、大幅な見直しが必要となっております。そのため、防災基本計画や県地域防災計画との整合性を図りながら、災害種別ごとに予防対策、応急対策等を整理することで、より迅速かつ的確な対応が図られるよう、計画を見直すものであります。

3 現行計画の課題

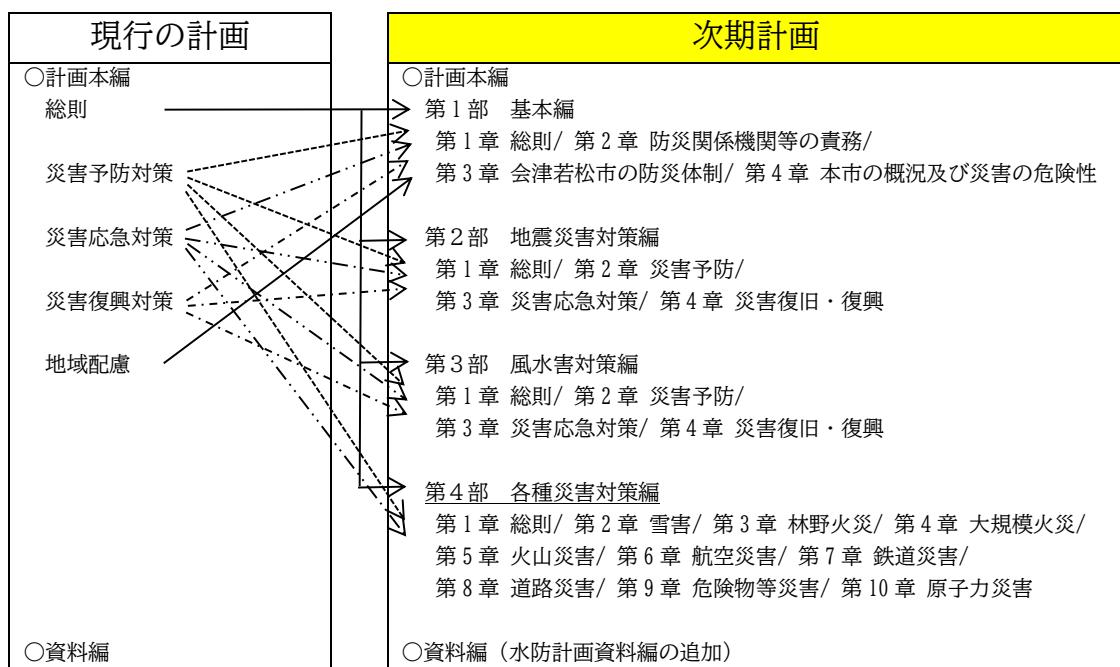
- (1) 現行計画は、地震への対応が主な内容となっておりますが、他の災害対応が分かりにくい構成となっており、災害種別ごとに対策を整理する必要があります。
- (2) 現行計画では、会津盆地西縁断層帯を震源とする地震を想定した対策となっておりますが、県地域防災計画では、会津盆地東縁断層帯を震源とする地震の被害想定となっており、整合性を図り、対策を講じる必要があります。
- (3) 水害対策については、地域防災計画と水防計画それぞれで策定していますが、重複する内容が多数あり、効率的な運用とする必要があります。なお、国においても「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化」が示されているところであります。
- (4) これまでの本市で発生した災害への対応を踏まえ、付随するマニュアルや関連計画に反映すべき内容を整理し、見直す必要があります。

4 改訂の主な内容

(1) 計画の構成変更

防災基本計画及び県地域防災計画の構成を踏まえ、本市における災害リスクが高い地震及び風水害に係る対策を重点化し、その他の災害についても種別ごとに予防対策、応急対策を記載するなど、構成を見直します。

<計画構成（案）>



(2)会津盆地東縁断層帯を震源とする地震を想定した対策

県が令和4年11月に公表した「福島県地震・津波被害想定調査結果」を反映します。

また、会津盆地西縁断層帯を震源とする地震よりも大きい被害が想定されることから、備蓄や避難生活の場、広域的な協力体制づくりを強化します。

(3)市水防計画を市地域防災計画へ統合

国通知「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について（令和3年2月16日付内閣府・総務省・国土交通省通知）」に基づき、地域防災計画「風水害対策編」へ統合します。

[市水防計画について]

○水防計画は水防法に基づき、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送その他水防に必要な資機材及び応援協力等の整備、運用について定めているものであり、本市においては、令和7年5月に最新の水防法や県水防計画の内容等を反映した変更を行ったところであります。

○地域防災計画の風水害対策編へ統合することにより、防災体制の強化と策定事務の効率化を図ります。

(4)防災基本計画・県地域防災計画との整合性

防災基本計画の修正（令和7年7月）及び県地域防災計画の修正（令和7年3月及び7月）を踏まえ、必要な内容を反映します。

[防災基本計画の主な修正]

○地方公共団体による物資の備蓄状況の公表について追記。

（修正箇所）地震災害対策編 P36 第2章 災害予防

第12節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

○新物資システム（B-PLo）の利活用促進について追記。

（修正箇所）地震災害対策編 P110 第3章 災害応急対策

第14節 救援体制

[県地域防災計画の主な修正]

○避難所の環境設備・福祉的な支援の充実について追記。

（修正箇所）地震災害対策編 P88 第3章 災害応急対策

第9節 避難対策

○県総合防災情報システム（SOBO-WEB）について追記。

（修正箇所）地震災害対策編 P13 第2章 災害予防

第3節 防災情報通信網の整備

(5)各種マニュアル、関連計画の修正

初動対応マニュアルや避難所運営マニュアル、業務継続計画などについて、これまでの災害対応を踏まえ修正します。

5 今後のスケジュール（案）

令和7年

10月29日（水） 第1回防災会議の開催（中間報告及びスケジュール）
⇒関係機関及び府内各所属に対し、意見照会（～11/25火）

12月 地域防災計画案の取りまとめ

令和8年

1月中旬～2月中旬 パブリックコメントの実施（1ヶ月間）
2月16日（月） 第2回防災会議の開催（地域防災計画等の決定）
⇒県報告、公表、資料送付